

フルマラソン大会基本計画策定業務公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
フルマラソン大会基本計画策定業務
- (2) 業務内容
別紙「フルマラソン大会基本計画策定業務に係る基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 事業費
本業務にかかる費用は、4,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内とする。
- (5) 契約担当課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎2階)
広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
TEL 082-504-2503 FAX 082-504-2066
E-mail sports@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

本プロポーザルに応募する者(以下「応募者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての応募も認めるが、単体企業として応募する者が共同企業体の構成員となることは認めない。

- (1) 単体企業の応募資格
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号)第2条の規定に該当していないこと。
 - イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ウ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - オ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がないこと。
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - キ 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
 - ク 平成23年度から令和7年度までの間において、公道を利用したフルマラソン大会の企画・運営を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (2) 共同企業体の応募資格
 - ア 構成員の全てが前記(1)アからキの条件を全て満たすこと。
 - イ 代表者は前記(1)クの条件を満たしていること。
 - ウ 代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となることはできない。

3 全体スケジュール

- | | |
|----------------|----------------|
| ・ 令和8年6月10日(水) | 公示 |
| ・ 令和8年6月24日(水) | 応募資格確認申請書等提出期限 |
| ・ 令和8年7月 3日(金) | 質問受付期限 |

- ・ 令和8年7月13日（月） 企画提案書提出期限
- ・ 令和8年7月中旬（予定） 第1次審査（書面審査）
- ・ 令和8年7月24日（金）（予定） 第2次審査（プレゼンテーション）
- ・ 令和8年7月27日（月）（予定） 審査結果通知

4 応募資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

単体企業の場合は、次のアからカの書類を各1部提出すること。また、共同企業体の場合は、アからキの書類を各1部提出すること。なお、イからカの書類については、構成員ごとに提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式第1-1号）（共同企業体で応募する場合は、様式第1-2号）

イ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（写し可）

ウ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（写し可、電子納税証明書は不可）

エ 誓約書（様式第2号）

オ 会社概要書（様式第3号）

カ 法人の登記事項証明書

キ 共同企業体結成届等（様式第5-1号、5-2号、5-3号）（共同企業体で応募する場合のみ）

※ イ、ウ及びカについて、証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。なお、納税義務がない場合等は申立書（様式第4号）を提出すること。

※ オについて、受注実績は公道を利用したフルマラソン大会の企画・運営を元請として受託し、完了した実績を記載することとし、当該実績が分かる契約書及び仕様書の写しを添付すること（平成23年度から令和7年度までの実績）。

(2) 提出期間

公示日から令和8年6月24日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期間内までに必着とする。）で提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等の受理・確認後、確認結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年7月3日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 前記1(5)の契約担当課

ウ 受付方法 質問書（様式第6号）に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が契約担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メールにより質問者に回答するとともに、質問者名を伏せた上で、前記1(5)の契約担当課において、令和8年7月13日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和8年7月13日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

- (2) 提出場所
前記1(5)の契約担当課
- (3) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期間内に必着とする。)で提出すること。
- (4) 企画提案書の提出部数
正本1部、副本10部を提出すること。
- (5) 企画提案の内容
 - ア 企画提案書の記載内容
別紙「フルマラソン大会基本計画策定業務に係る基本仕様書」に基づき記載すること。
 - イ 企画提案書の記載項目
様式第7号のとおり。
 - ウ 企画提案書作成に係る注意事項
表紙には、「フルマラソン大会基本計画策定業務 公募型プロポーザル企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には社標など提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。
また、内容の記載に当たっては、文書、写真及びイメージ図等を用い、具体的に記載すること。
- (6) 企画提案の留意事項
 - ア 企画提案書は1者1提案とし、2提案以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。なお、採用された提案に係る著作権の取扱いについては、別途契約時に定めることとする。
 - イ 企画提案書の提出後は、訂正、追加及び再提出は認めない。
- (7) 企画提案の無効
 - ア 提案者が、受託候補者の特定までの間に前記2の応募資格を満たさなくなった場合
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
 - ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - エ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
 - オ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
 - カ 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が記載されていると判断された提案
- (8) 辞退
提案者は、企画提案書の提出後に辞退する場合は、速やかに書面(任意様式)により届け出ること。

7 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、フルマラソン大会基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。
- (2) 審査基準
別紙「フルマラソン大会基本計画策定業務 受託候補者特定基準」のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
 - ア 受託候補者の特定に当たっては、審査(プレゼンテーション)を実施し、審査結果に基づいて決定する。ただし、提案者が4者を超える場合は、第1次審査(書面審査)を実施したのち、その審査結果に基づいて第2次審査(プレゼンテーション)の対象者を決定する。
 - イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。
ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「フルマラソン大会基本計画策定業務 受託候補者特定基準」の合計得点(100点満点)が、本市の求める最低水準(60点)に達していない場合は、受託候補者としめない。また、提案者が1者のみであった場合においても、審査の結果、業務を適切に遂行する能力を有すると認められない場合は、受託候補者として特定

しないこともある。

ウ 得点と同じ者が2人以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

8 審査スケジュール及び審査結果

(1) 審査スケジュール

ア 第1次審査（書面審査）

提案者が4者を超える場合は、提出された企画提案書について令和8年7月中旬に書面審査を実施した上で第1次審査通過者を決定し、提案者が4者を超えない場合は、書面審査を通過したとみなし、全提案者を第1次審査通過者とする。

提案者数にかかわらず、令和8年7月中旬に、書面によりすべての提案者に審査結果を通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者を対象に令和8年7月24日（金）に実施し、書面により第2次審査に参加した提案者に審査結果を通知する。なお、プレゼンテーションの実施日は、都合により変更する場合がある（提案者が4者を超えない場合、プレゼンテーションの実施日が令和8年7月中旬となることがある。）。

提案者による提案内容の説明は15分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。また、出席人数は3名までとし、総括責任者は必ず出席すること。プレゼンテーションに用いる資料については、事前に提出された企画提案書のみとする。審査日時や場所については別途通知する。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

(3) 審査結果の公表

契約の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

9 契約の方法等

(1) 別紙「フルマラソン大会基本計画策定業務に係る基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、受託候補者として特定した者と、企画提案に基づき仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取の上、随意契約をする。

受託候補者として特定した者と協議が整わない場合には、その特定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

10 その他

(1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令・条例等を遵守すること。

(2) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 応募資格確認申請書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された応募資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

(5) 企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(6) 企画提案書等に記載した従事予定者の変更は、原則として認めない。ただし、病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、本市の了解を得た場合はこの限りではない。

(7) 企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(8) 本プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。

(9) 履行の確保

別紙「フルマラソン大会基本計画策定業務に係る基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、必要に応じて契約書にその内容を記載（添付）し、その履行を確保するものとする。

(10) 再委託

受託者は業務の全部を第三者に委託してはならない。また、業務の一部を委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。

(11) 共同企業体の構成員の変更について

応募資格確認申請後、共同企業体の構成員が、倒産手続の申立てや指名停止等のやむを得ない理由で脱退した場合、残る構成員は、代替構成員を補充するか、脱退者を除いて再結成し、改めて申請書類を提出できる。

再提出の期限は、企画提案書の提出までとし、再提出があった場合、既提出の申請は無効とする。

また、再提出分の資格確認通知は、審査（プレゼンテーション）までに行う。

11 問合せ先

前記1(5)の契約担当課